

草加市自主防犯活動補助金対象事業及び対象経費等

1 防犯パトロール事業（徒歩、自転車又は市から借用した防犯パトロール車両によるパトロール、事業推進のための会議、研修会等）			
補助対象経費	区分	具体例	補助率
①消耗品費	パトロール用品	帽子、ベスト、懐中電灯、電池、ジャンパー、拍子木、のぼり旗(ポール)、など	全額
	食糧費	防犯パトロール、研修会などの際の飲物代(アルコール類、食事を除く)	
	事務経費	会員へ連絡を行う際の郵便料、ちらし、パンフレットなどの用紙代、印刷代など	
②研修費	講師謝礼	研修会などの講師謝礼	全額
	会場使用料	研修会などの会場使用料	
③備品費	備品購入費	ハンドマイク、パソコン等の購入費	全額
	備品修繕費	ハンドマイク、パソコン等の修繕費	
上限額 ※1団体あたり		A 新たに活動を行うもの(新規登録).....	10万円
		B 継続して活動を行うもの.....	5万円
		市から借用した防犯パトロール車両による活動(A又はBの活動と併用できます).....	7万円

2 防犯拠点整備事業（パトロール活動の拠点の整備及び維持管理）			
補助対象経費	区分	具体例	補助率
①消耗品費	事務経費	コピー用紙、インクカートリッジ、電池など	全額
②施設費	光熱水費	施設の維持管理に必要となる電気料金、水道料金など	全額
	燃料費	ガス代、暖房器具の燃料費	
	保険料	施設に係る火災保険など	
	施設修繕費	施設や施設に付属する設備、上記備品などの修繕費	
③備品費	備品購入費	看板、青色回転灯、広報装置(アンプ、スピーカ)、冷暖房器具、テーブル、パソコン等の購入費	全額
	備品修繕費	看板、青色回転灯、広報装置(アンプ、スピーカ)、冷暖房器具、テーブル、パソコン等の修繕費	
上限額 ※1拠点あたり		新たに活動を行うもの(新規登録).....	22万円
		継続して活動を行うもの.....	12万円

3 車両パトロール事業（青色回転灯を装着する車両を使用したパトロール）			
補助対象経費	区分	具体例	補助率
①消耗品費	パトロール用品	帽子、ベスト、車両に装着するマグネットシートなど	全額
	食糧費	車両による防犯パトロール、研修会などの際の飲物代(アルコール類、食事を除く)	
	事務経費	会員へ連絡を行う際の郵便料など	
②車両費	手数料	車検証記載事項変更に必要な手続き代行手数料	全額
	借上料	車両の駐車場借上料など	
	燃料費	ガソリン代	
	保険料	車両にかかる保険料*パトロール専用車のみ対象	
	車両修繕費	青色回転灯を装着する車両の点検等の修繕費	
③備品費	備品購入費	青色回転灯、広報装置(アンプ、スピーカ)、パソコン等の購入費	全額
	備品修繕費	青色回転灯、広報装置(アンプ、スピーカ)、パソコン等の上記備品等の修繕費	
上限額 ※1台あたり		新たに活動を行うもの(新規登録).....	20万円
		継続して活動を行うもの.....	15万円

【注意事項】

- 1 備品は購入金額が概ね1万円以上で長期的に使用するものであり、これ以外の物品を消耗品とします。
- 2 1つの団体で複数の事業を実施する場合は、それぞれの補助額を合計して交付します。なお、その際は、申請書及び実績報告は、事業ごとに必要となります。
- 3 補助金の実績報告時には、写真(備品)、作成したチラシ・パンフレット、領収証及び車両運行記録等の写しが必要となります。
- 4 市で交付するその他の補助金の交付対象となっている事業につきましては、交付対象外となります(2重交付はできません)。